

日比谷公園大音楽堂再整備に関する
マーケットサウンディング調査
実施要領

東京都建設局
公園緑地部計画課
令和3年7月

1 調査件名

「日比谷公園大音楽堂再整備に関するマーケットサウンディング調査」

2 調査の背景・目的

日比谷公園は、1903年（明治36年）に日本の近代洋風公園の先駆けとして開園しました。園内には「3つの洋」（洋花、洋食、洋楽）を発信してきた施設が今もなお残されており、また、皇居や周辺と一体となり都心の緑の核として都市に風格や潤いを与えています。

日比谷公園の代表的な施設の一つである日比谷公園大音楽堂（以下、「大音楽堂」という。）は、1923年（大正12年）に、民衆娯楽・社会教育的な各種催しを広く大衆に提供するための施設として設置されました。開設以来100年近い歴史の中で、現在では伝説となっているコンサートや時代を映す鏡となった様々な集会の舞台となるなど、東京の文化、芸術、音楽の発信拠点として、多くの方に親しまれてきました。これまで、1954年（昭和29年）と1983年（昭和58年）の2度の改築を経て現在に至っており、現在の大音楽堂は改築から40年近くが経過し、施設の老朽化が進んでいます。

都立公園は、これまで行政が設置、管理運営する主体でしたが、経済社会状況の変化により、公園施設の設え方、使い方に多様化、高度化、柔軟性が求められ、民間との連携・協働の必要性が高まってきました。国においても、2017年（平成29年）に都市公園法の改正が行われ、公園の多機能性を最大限に発揮するため、民との連携を加速するなどの方向性が示されています。

こうした中、東京都建設局は、2017年（平成29年）10月に日比谷公園グランドデザイン検討会を立ち上げ、日比谷公園の将来像とそれを実現するための方向性を検討してきました。2018年（平成30年）12月に日比谷公園グランドデザイン検討会がとりまとめた「日比谷公園グランドデザイン～5つの提言～」(参考資料①)において、大音楽堂については、改築方針の検討を進め、新たな魅力を生み出す大音楽堂の姿を提案し発信すべきとされています。

その後、東京都公園審議会では、2019年（令和元年）10月に東京都知事から諮問を受け、日比谷公園の再生整備計画について検討を進めてきました。2021年（令和3年）3月に答申された「都立日比谷公園再生整備計画」(参考資料②)では、大音楽堂は野外音楽堂としての歴史を継承しつつ再整備し、まちへ開けた、公園の顔としての魅力を向上させることとし、民間資金の活用による再整備・管理運営を行い、さらなる賑わい創出・機能向上を図ることとされています。

この度、この計画の実現に向けて、大音楽堂の再整備事業を実施するにあたり、民間事業者(※)の皆様に参入意欲や事業イメージを伺い、参考にすることで、事業効果や実現可能性の高い事業実施につなげることを目的として、マーケットサウンディング調査を実施します。

日比谷公園でこれまで積み重ねてきた歴史的価値にさらに磨きをかけ、次世代へと継承しつつ、大音楽堂の持つポテンシャルを最大限に発揮し、新たな価値を創造する提案をお待ちしております。

※この調査において民間事業者とは、株式会社やNPO法人、公益法人など、国・地方公共団体以外の事業者（又はそのグループ）のことを指します。

3 対象公園・施設概要

(1) 都立日比谷公園の概要

日比谷公園は、皇居を取り囲むように配置された都市計画中央公園の一部を構成している公園です。計画面積約 156ha の区域には、皇居外苑、皇居東御苑、北の丸公園、日比谷公園などの大規模な緑地群を配置し、東京を代表する「緑の拠点」として、東京都区部の中心に大規模な緑を形成しています。東京都は、都市計画中央公園の区域のうち、皇居外苑の南側約 16ha の区域に日比谷公園を開設しています。

日比谷公園の位置する区域は、15 世紀の中頃までは東京湾の入江で、陸地はごく一部にすぎなかったと伝えられています。江戸時代初期に埋め立てられ、幕末まで武家屋敷が立ち並んでいたとされています。その後、近代洋風公園の先駆けとして、1903 年（明治 36 年）に日比谷公園が開園しました。

日比谷公園は、110 年以上の歴史があり、東京のシンボリック公園として都民に親しまれるとともに、園内には日比谷公会堂、大音楽堂、日比谷図書文化館など多数の文化施設を有し、近隣のビジネス街に勤める人達の憩いの場として利用されています。公園周辺には、文化・交流・迎賓機能を持つ日比谷・内幸町をはじめ、霞が関・大手町・丸の内・有楽町・新橋・虎ノ門など、性格の異なるまちがあり、近年は周辺地域の開発も進みつつあります。

2007 年（平成 19 年）には、景観法により景観重要公共施設（景観重要都市公園）に指定されました。また、東京都地域防災計画及び千代田区地域防災計画により、防災上の重要な位置付けを持っています。

項目	概要
名称	都立日比谷公園
所在地	東京都千代田区日比谷公園
開園面積	161,636.66 m ² （令和 2 年 4 月 1 日現在）
アクセス	東京メトロ丸の内線・千代田線「霞ヶ関」（出口すぐ） 東京メトロ千代田線・日比谷線、都営地下鉄三田線「日比谷」（出口すぐ） JR 山手線・京浜東北線「有楽町」（徒歩 8 分）
指定管理者	現指定管理者：東京南部パークスグループ（2016～2022 年度） （公益財団法人東京都公園協会、株式会社共立、大星ビル管理株式会社）
主な 周辺施設	法務省・検察庁・弁護士会館・厚生労働省・人事院・東京高等検察庁・東京家庭裁判所・東京簡易裁判所・民間商業施設 等

※ 日比谷公園に関する基本的な情報については、指定管理者のホームページを参照ください。

公益財団法人東京都公園協会ホームページ「日比谷公園」：

<https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/index037.html>

(2) 日比谷公園大音楽堂（日比谷野音）の主な歴史と概要

- ・ 1923 年（大正 12 年）竣工

初期の頃からボクシング大会が開催されるなど、音楽鑑賞以外の娯楽の場としても活用されていました。その後、1943 年（昭和 18 年）には戦況の影響で一時的に閉鎖となりましたが、戦後には、政治集会や春闘の会場としても活用されるようになりました。

- ・ 1954 年（昭和 29 年）改築

二代目大音楽堂として再開以降、ラジオやテレビの中継にも利用されるようになりました。1960年代後半からは、フォークやロックのコンサートが盛んになりはじめました。また、ブラスバンド、クラシック、タンゴ、シャンソン、フラメンコなどに加え、アイドルたちのコンサートなど、多様なジャンルの音楽会場として盛んに利用されました。

・1983年（昭和58年）改築

老朽化への対応として全面改築工事を行い、三代目大音楽堂が完成しました。バンドブームとなった90年代は、新人バンドの檜舞台となり、様々なミュージシャンがこの舞台を踏むとともに、バンドの周年記念イベントも増加してきました。2011年（平成23年）の東日本大震災以降は、震災関連の集会や、各種のチャリティー・コンサートが積極的に開催されました。また、2019年（平成31年・令和元年）には、観覧席の座面交換（多摩産材のヒノキ）、トイレの洋式化、車いすスペースの増設、スロープ設置、舞台の床面塗装などの改修を行いました。

・2023年（令和5年）には、大音楽堂開設から100周年を迎えます。

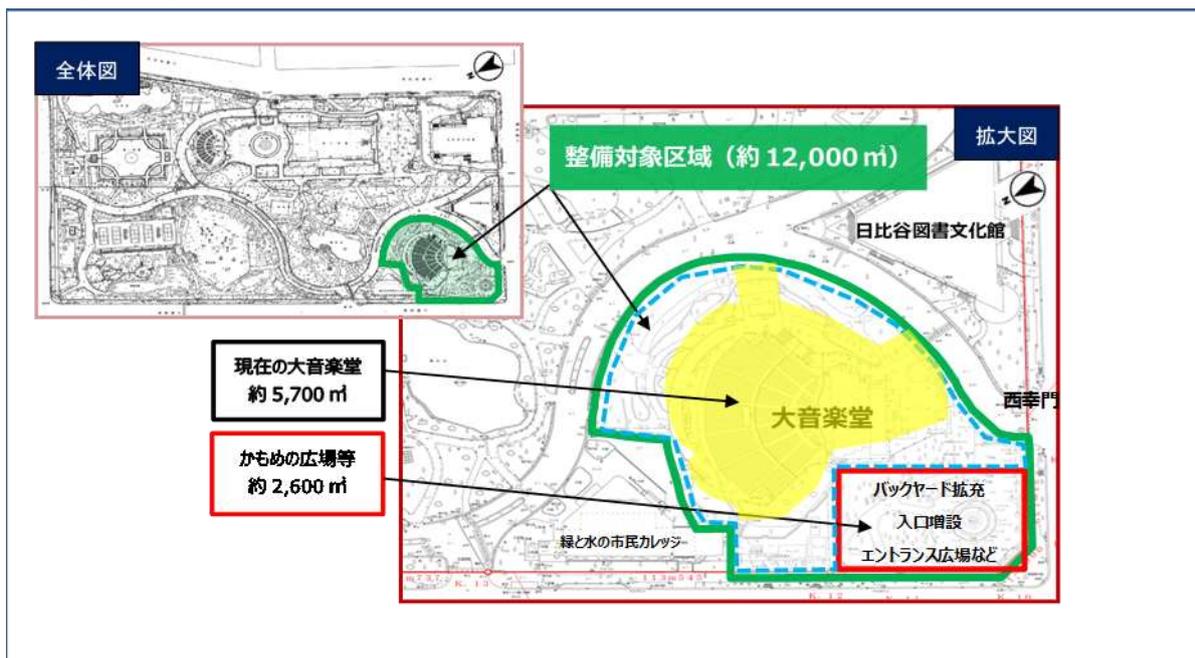
※収容人数：3,053名（座席2,653名 立見385名 車椅子席15名）

(3) 事業対象範囲

事業対象区域は下図の青点線枠内に赤枠内のエリアを加えた緑枠内（約12,000㎡）であり、事業対象区域を一体的に整備していただくことを検討しています。

項目	概要
都市計画	対象区域には以下の地域地区が指定されています。 都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）） 第1種住居地域（建ぺい率60%/容積率300%） ※別途、都市公園法上の建蔽率制限あり 準防火地域

事業対象範囲



(4) 再整備の基本的な考え方

東京都公園審議会答申「都立日比谷公園再生整備計画」(参考資料②)において、大音楽堂の再整備の主な取組は以下のとおり示されています。

～大音楽堂再整備の基本的な考え方～

- ・ 野外音楽堂としての歴史を継承しつつ再整備することを基本とし、施設の利便性を高めるため控室やバックヤードなどの機能向上を図るとともに、民間資金の活用により効率的かつ良好なサービスを提供する。
- ・ 日比谷公園内の大音楽堂周辺部分を含めて一体的に整備することにより、公園の魅力向上を図るとともに、民間事業者の提案により便益施設を設置し、さらなる賑わいを創出する。
- ・ かもめの広場は噴水を広場のシンボルとして残しつつ、出入口としての機能や景観をさらに向上させることにより、まちへ開けた、公園の顔となる開放的な空間としていく。

4 提案いただきたい内容

本調査では、大音楽堂の再整備を実施するにあたり、事業者の皆様から事業計画や収支計画等をご提案頂き、個別対話にてご意見を伺います。提案いただきたい項目は以下のとおりです。提案にあたっては後述する「5 事業提案条件等」を参考にしてください。本調査でいただいた提案やご意見は、今後事業者公募を実施する際に参考とさせていただきます。

(1) 事業計画

① 事業コンセプト

東京都公園審議会答申「都立日比谷公園再生整備計画」のほか、大音楽堂の歴史や日比谷公園全体及び周辺のまちとの関わりなども踏まえ、再整備のコンセプトを提案してください。

② エリア別(A～C、別紙1参照)の施設の概要、施設構成、土地利用、配置イメージ等

再整備する施設の概要やエリア別(A～C)の施設の構成、事業対象範囲の園地の利用方法などを提案してください。提出資料に配置図面等を添付していただいても構いません。

③ 魅力向上、賑わい創出のための取組

大音楽堂や日比谷公園全体、周辺のまちと連携・連動したイベントの開催等、日比谷公園及び周辺地域の多彩な魅力を引き出し、周辺と一体となった賑わい創出の取組等を提案してください。

(2) 事業実施条件

① 事業手法、事業スケジュール、事業期間

事業計画により想定される事業手法(Park-PFI等)、工事期間、事業実施期間を示してください。なお、令和9年度末を目途に施設を完成することを予定しています。

② 公園の魅力向上に対する収益還元

大音楽堂や収益施設の運営により収益が生じた場合には、その一部を都の歳入とすることや公園の環境改善・魅力向上に資する取組に還元することを検討しています。日比谷公園の環境改善等に資する収益還元の手法や、収益等に対する還元比率を提案してください。

③ 事業参加の条件等

グループ参加希望の有無などを示してください。

(3) 事業収支計画

① 費用

事業計画により想定されるイニシャルコスト(既存施設解体費用、施設及び園地の整備費用等)、ランニングコスト(管理運営費用、収益施設設置に伴う土地使用料等)を示してください。

② 収益

事業計画により想定される収益施設(売店、飲食店等)の運営収益、大音楽堂の利用料金収入、グッズ販売等の販売手数料等の収入見込を示してください。大音楽堂の使用料は、利用料金制度により民間事業者(指定管理者)の収入とすることを予定しています(後述「5 事業提案条件等」参照)。

(4) 事業効果

① 公園の効用、経済的・社会的効果

事業の実施により見込まれる公園の魅力向上や新たに生み出される価値、経済的・社会的効果などを提案してください。

② 周辺地域への貢献

事業実施で見込まれる周辺地域との連携、地域への貢献等の事業効果を提案してください。

(5) 事業参加への課題、都に希望する事項

① 事業提案条件等

今回の調査でお示している事業提案条件、施設の整備・運営条件についてご意見等がありましたらお聞かせください。

② 今後の公募等スケジュール、参加条件等

今後の公募への応募等に必要な期間、参画する上で希望する条件等についてご意見等がありましたらお聞かせください。

③ その他

新型コロナウイルス感染症の影響による今後のコンサート利用の考え方、平日における大音楽堂の活用方法など、これまで以上に大音楽堂及び周辺のエリアに賑わいを創出していくためのアイデアや要望がありましたらお聞かせください。

(6) その他事業全般に関する意見等

5 事業提案条件等

(1) 全般

東京都公園審議会答申「都立日比谷公園再生整備計画」を踏まえ、公園の魅力や価値を向上させる公園整備・運営が行われるよう、提案を行ってください。

また、新たに施設を設置する提案を行う場合は、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条に掲げる施設に該当し、都市公園の効用を全うするために設けられる「公園施設」を提案してください。

(2) 現在検討中の事業手法について

マーケットサウンディング調査後の民間事業者の公募にあたっては、現時点では、公募

設置管理制度（Park-PFI）を活用することを想定しています。各施設の費用負担や役割分担、整備運営条件等は以下のとおりです。

なお、今後の公募にあたって確定した条件ではありませんので、これに対するご意見があればご提案ください。

現在検討中の事業手法

		特定公園施設（必須）	公募対象公園施設（必須）	利便増進施設（任意）
整備施設		大音楽堂（施設、バックヤード等）、 園地部分（園路、広場、トイレ等）	収益施設 （売店・飲食施設等）	看板、広告塔、駐輪場等
整備 （設計含む）	実施 主体	民間事業者	民間事業者	民間事業者
	費用 負担	民間事業者 （都が一部負担することも想定）	民間事業者	民間事業者
	位置 付け	民間事業者が整備した施設を、都 へ譲渡	民間事業者が設置許可を受け て整備、又は民間事業者が 整備したものを都へ譲渡し 管理許可を受ける	民間事業者が占有許可を 受けて整備
管理 運営	実施 主体	大音楽堂：民間事業者（※1） 園地部分：都（指定管理者）	民間事業者	民間事業者
	費用 負担	大音楽堂：民間事業者（※1） 園地部分：都（指定管理料）	民間事業者	民間事業者
	位置 付け	大音楽堂：民間事業者が大音楽堂 の指定管理者の指定を 受けて管理運営（※1） 園地部分：日比谷公園の指定管理 区域とし指定管理者を 選定	民間事業者が設置許可又は 管理許可を受けて管理運営	民間事業者が設置許可又 は管理許可を受けて管理 運営
	料金 設定	大音楽堂の料金設定は、都が条例 で定める使用料を上限として民間 事業者が都の承認の上で定める （※2）	—	—

※1 民間事業者を大音楽堂の指定管理者として指定することを想定しています。

※2 利用料金制度（料金収入は指定管理者の収入となる制度、別紙1参照）を想定しています。

～公募設置管理制度（Park-PFI）とは～

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度をいいます。詳しくは、国土交通省ホームページに掲載の「都市公園法改正のポイント」をご参照ください。

国土交通省ホームページ「都市公園法改正のポイント」：

<https://www.mlit.go.jp/common/001248733.pdf>

(3) 事業期間について

20年～30年とすることを考えています。Park・PFIの場合、事業期間は最長20年間ですが、民間事業者側から更新の意思がある場合、特段の支障がない場合には、更新することで最長30年間とすることを検討しています（認定公募設置等計画に係る建蔽率に関する特例措置が適用されない場合に限りです。特例措置を認めている場合は、再度公募手続きが必要です。詳細は別紙1を参照してください。）。収支などを踏まえ、希望する事業期間を提案してください。

(4) 施設の整備・運営条件

本調査における施設の整備・運営条件の詳細は別紙1のとおりです。

6 マーケットサウンディング調査の実施手順・様式

(1) サウンディング調査実施の公表

- ・実施要領等を東京都建設局のホームページで公表し、サウンディング調査参加者を募集します。
<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/hibiyakouensaiseiseibi.html>

(2) 事業説明会

- ・本調査への参加希望者向けに、本サウンディング調査の目的・内容の説明、現在の大音楽堂の見学のため、現地にて説明会を開催します。詳細については以下のとおりです。

① 実施概要

実施日時：令和3年8月18日（水曜日） 午前の部10:00～12:00 午後の部14:00～16:00

実施場所：日比谷公園 緑と水の市民カレッジ（東京都千代田区日比谷公園1-5）

- ・概要説明の後、大音楽堂へ移動し現場見学を実施します。
- ・概要説明、現場見学ともに各回の内容は共通です。
- ・なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、当該説明会の実施手法変更（Web等）、日程変更等の可能性もありますのでご了承ください。

② 参加方法

- ・「様式1 事業説明会参加申込書」に必要事項を記入し、「11 参加申込・その他連絡先」のE-mail宛に送付してください。なお、メールの件名は【事業説明会参加】と記載してください。受信確認後、受信確認の返信メールを送付いたします。

受付期間：令和3年7月15日（木曜日）～7月30日（金曜日）17時

提出書類：様式1 事業説明会参加申込書

③ 留意事項

説明会会場での本実施要項の配布は予定していません。必要に応じてご持参ください。説明会への参加は、提案書の提出や個別対話への参加の必須条件ではありません。

(3) 質問の受付回答

- ・提案書の提出にあつて質問がある場合は、「様式2 質問シート」に必要事項を記入

し、「11 参加申込・その他連絡先」のE-mail宛に送付してください。その際のメール件名は【サウンディング調査質問】としてください。

- ・質問には（1）の東京都建設局ホームページにて、令和3年10月1日（金曜日）までに随時回答します。

受付期間：令和3年8月19日（木曜日）～9月1日（水曜日）17時

提出書類：様式2 質問シート

（4）提案書の提出

- ・「様式3 提案書」に必要事項を記入し、「11 参加申込・その他連絡先」のE-mail宛に送付してください。なお、指定様式を使用せず、「6 提案いただきたい内容」が記載された提案書を別途ご提出いただいても構いません。その場合の提案書はA4サイズでご提出願います。

- ・提出の際のメール件名は【提案書提出】としてください。受信確認後、受信確認の返信メールを送付いたします。

受付期間：令和3年11月1日（月曜日）～11月8日（月曜日）17時

提出書類：様式3 提案書

（5）個別対話の実施

- ・提案書の内容について、都と民間事業者の間で詳細な提案内容の確認や意見交換等を行うことを目的に、個別対話（ヒアリング）を実施します。なお、民間事業者のアイデアやノウハウ等の保護を図るため、調査は非公開で行います。

- ・参加を希望する場合は「様式4 個別対話参加申込書」に必要事項を記入し、「11 参加申込・その他連絡先」のE-mail宛に送付してください。その際のメール件名は【個別対話参加申込】としてください。

また、「様式3 提案書」を提出しない場合は個別対話に参加することができません。

受付期間：令和3年11月1日（月曜日）～11月8日（月曜日）17時

提出書類：様式4 個別対話参加申込書

① 実施概要

実施日時：令和3年11月22日（月曜日）～11月29日（月曜日）、土日祝日を除く

- ・上記のうち10時00分～16時00分の間で、1団体あたり60分以内を予定しています。（入退室、資料のセッティング及び片付け等の時間を含みます。）

- ・実施場所：東京都庁本庁舎内（東京都新宿区西新宿2-8-1）

詳細につきましては、個別にご連絡します。

② 参加方法

- ・実施日につきましては、ご希望日を個別対話参加申込書で確認し、個別に調整させていただきます。メールにてご連絡いたします。

③ 実施方法

- ・調査は、建設局公園緑地部計画課職員が対応させていただきます。
- ・参加事業者から提案書の内容をご説明頂き、内容について意見交換をさせていただきます。

す。

- ・実施にあたっては、大型モニター（都にて用意）の利用も可能としますが、②の個別の日程調整の際にご希望を伺います。

④ 留意事項

- ・提案書の内容が調査目的から逸脱している場合などについては、調査シートのみでの調査とさせていただきます場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(6) サウンディング調査結果の取り扱い

- ・対話の実施結果については、概要を取りまとめた上で公表する予定です。
- ・民間事業者のノウハウに係る内容は公表いたしません。

(7) サウンディング調査のスケジュール

本調査は以下のスケジュールで実施します。

スケジュール	内容
令和3年 7月15日(木曜日)	調査実施要領公表
令和3年 7月15日(木曜日)から 令和3年 7月30日(金曜日)17時まで	事業説明会・請求資料申込受付(様式1)
令和3年 8月18日(水曜日)	事業説明会の実施(全2回、現地にて開催 ※) 10時～12時、14時～16時
令和3年 8月19日(木曜日)から 令和3年 9月 1日(水曜日)17時まで	質問受付(様式2)
令和3年 10月 1日(金曜日)まで	質問回答(随時)
令和3年 11月 1日(月曜日)から 令和3年 11月 8日(月曜日)17時まで	提案書受付(様式3) 個別対話参加申込書受付(様式4)
令和3年 11月22日(月曜日)から 令和3年 11月29日(月曜日)まで	個別対話の実施
令和3年 12月以降	調査結果概要の公表(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催方法等を変更する可能性があります。

7 公募等スケジュール(想定)

令和3年度(2021年度)	マーケットサウンディング調査(公募設置等指針の作成)
令和4年度(2022年度)	民間事業者の公募開始
令和5年度(2023年度)	民間事業者の選定 (書類審査、プレゼンテーション、審査委員会による審査等)
令和6年度(2024年度)	公募設置等計画の認定・事業実施のための協定締結・認定計画提出者による工事着手
令和9年度(2027年度) 末目途	大音楽堂の完成

8 参考資料

検討に際しては、以下の参考資料をご参照ください。

参考資料①	日比谷公園グランドデザイン～5つの提言～
参考資料②	都立日比谷公園再生整備計画 東京都公園審議会答申
参考資料③	日比谷公園大音楽堂に係る現況面積

9 サウンディング調査参加要件等

事業説明会及び個別対話について、ご応募いただけるのは以下の全てに該当する法人またはそのグループとします。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと
- (2) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(29財経総第1211号)の別表に掲げる各号のいずれにも該当しないこと
 - 1号 暴力団等経営支配者
個人若しくは法人の役員等が暴力団等である者又は暴力団等が実質的に経営を支配する者
 - 2号 暴力団等雇用者
暴力団等を雇用している者
 - 3号 暴力団等資金提供者
個人又は法人の役員等若しくは使用人が、暴力団等であることを知りながら暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - 4号 暴力団等利用者
個人又は法人の役員等若しくは使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等を利用するなどしていると認められる者
 - 5号 暴力団等親交者
個人又は法人の役員等若しくは使用人が、暴力団等との間において、社会的に非難される密接な関係を有していると認められる者
 - 6号 その他の暴力団等関係者
個人又は法人の役員等若しくは使用人が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
 - 7号 下請負人等契約解除拒否者
東京都との契約の相手方の下請負人等が1号に掲げる者である場合において、東京都が当該下請負人等との契約の解除を当該局の契約の相手方に求めたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められる者
 - 8号 不当介入通報報告義務違反者
東京都の契約の相手方又はその下請負人等が、契約の履行に当たって不当介入を受けた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、東京都への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められる者

10 留意事項

(1) 調査への参加及び対話内容の扱い

- ・本調査の個別対話参加者に対して、事業者公募時の審査において加点対象とすることを検討しています。加点の考え方など、詳細は公募開始時にお知らせする予定です。
- ・都及び民間事業者ともに、対話での発言はその時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。
- ・提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施をお約束するものではありません。なお、本調査において提案をいただいた事業者に対し、改めてヒアリングを行うことがあります。

(2) 費用等

- ・本調査の参加に要する費用は民間事業者の負担とします。都による費用の徴収又は対価の支払はありません。

(3) 追加調査等への協力

- ・必要に応じ、追加対話（書面による照会含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り御協力をお願いします。

11 参加申込・その他連絡先

東京都建設局公園緑地部計画課

電話：03-5320-5436

Email：S0000380@section.metro.tokyo.jp

所在：東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎5階北側

（問合せ時間）

土・日・祝日を除く10時～12時及び13時～17時

12 用語説明

Park-PFI	平成 29 年の都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
公募対象公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
特定公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFI により選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。
公募設置等指針	Park-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、Park-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
認定計画提出者	公園管理者が認定した公募設置等計画を提出した者。
設置許可	都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
占有許可	都市公園法第 6 条の規定により、公園に公園施設以外の物件を設けて公園を占有することについて、公園管理者が与える許可。

※「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」(国土交通省)より引用